

個別注記表

(2018年4月1日から)

(2019年3月31日まで)

1. 重要な会計方針に係る事項に関する注記

(1) 棚卸資産の評価基準及び評価方法

仕掛品は個別法による原価法、また、車両部品等の原材料は先入先出法、その他の貯蔵品は最終仕入原価法によっております。

(2) 固定資産の減価償却方法

① 有形固定資産

定率法によっております。ただし、1998年4月1日以降に取得した建物(附属設備を除く)並びに2016年4月1日以降に取得した建物附属設備及び構築物については、定額法を採用しております。

② 無形固定資産

定額法によっております。なお、自社利用のソフトウェアについては、社内における利用可能期間(5年)に基づく定額法によっております。

(3) 引当金の計上基準

① 貸倒引当金

債権の貸倒による損失に備えるため、一般債権については法人税法の規定による法定繰入率により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を検討し、回収不能見込額を計上しております。

② 賞与引当金

従業員の賞与の支給に備えるため、将来の支給見込額のうち当期に負担すべき金額を計上しております。

③ 退職給付引当金

従業員の退職給付に備えるため、当年度末における退職給付債務及び年金資産の見込額に基づき計上しております。

④ 車両検修工事補償引当金

車両検修工事の瑕疵修補等による損失に備えるため、実績を参考にした見込額を計上しております。

⑤ 製品保証引当金

新制車両工事の瑕疵修補等による損失に備えるため、他会社の事例を参考にした発生率をもとに見込額を計上しております。

(4) リース取引の処理方法

所有権移転外ファイナンス・リース取引の開始日が、2008年3月31日までは通常の賃貸借取引に係る方法に準じた会計処理により、また2008年4月1日以降は通常の売買取引に係る会計処理によっております。

(5) 消費税等の会計処理

消費税及び地方消費税の会計処理は税抜方式によっております。

2. 株主資本等変動計算書に関する注記

当事業年度の末日における発行済株式の数 15,000株

3. 表示方法の変更に関する注記

『税効果会計に係る会計基準』の一部改正(企業会計基準第28号・平成30年2月16日)を当事業年度より適用し、繰延税金資産は投資その他の資産の区分に表示し、繰延税金負債は固定負債の区分に表示する方法に変更しております。

4. その他の注記

有形固定資産の減価償却累計額 314,058,535円